

たいせつどうぶつ愛護憲章

上川中部1市8町に住むわたくしたちは、大雪山系を望む自然豊かな環境のもと、人と共に生きるどうぶつたちと安心して心地よく暮らせる地域をつくることを目指します。

わたくしたちは、どうぶつを命ある存在として尊重し、人の社会の中でどうぶつとどのように関わっていくのが良いかを考え、行動するためにこの憲章を定めます。

わたくしたちは

- 1 どうぶつに関することを学びましょう。
- 1 縁を結んだどうぶつの暮らし・健康・安全に気を配りましょう。
- 1 どうぶつと人が社会の中で共存できる行動をしましょう。



旭川大雪圏域 連携中枢都市圏

この憲章に基づいてわたくしたちが日々の生活を送る中で、例えば次のようなことに取り組みます。

1 どうぶつに関することを学びましょう。

- ・個々の習性を学び、正しく関わります。
- ・習性に合わせた、社会で飼うためのルールを学びます。
- ・飼う前にはその寿命まで飼えるかどうか慎重に判断します。

1 縁を結んだどうぶつの暮らし・健康・安全に気を配りましょう。

- ・猫の室内飼いのメリットを知り、室内で飼うように努めます。
- ・逃げ出さないよう適切な対策を講じます。
- ・脱走したときに備え、飼い主のわかる首輪やマイクロチップなどを付けます。
- ・病気やけがをしたときには獣医師に相談します。
- ・災害が起こった時に備え、どうぶつの避難についても日ごろから準備をします。
- ・万が一飼えなくなったときは、新たな飼い主を探します。

1 どうぶつと人が社会の中で共存できる行動をしましょう。

- ・犬の登録を行い、毎年狂犬病ワクチン接種を行います。
- ・他人に迷惑をかけないように犬を制御し、散歩中はリードを付けます。
- ・犬の散歩前に排泄させるように努め、散歩中にしたフンは必ず持ち帰ります。
- ・犬猫が無秩序な繁殖をしないように、避妊去勢手術などを行います。
- ・地域の人々が迷惑に感じるどうぶつへのむやみな餌やりはやめます。



旭川大雪圏域 連携中枢都市圏